



いきるを支える愛別町いきいきプラン策定にあたって

1 計画策定の趣旨と基本認識

(1) 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10 年以降 3 万人を超え、平成 22 年以降は 7 年連続して減少しているものの、依然として年間 2 万人を超えています。自殺死亡率は、主要先進 7 か国で最も高い状況となっており、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。また、自殺は 15～39 歳の若い世代の死因の第 1 位となっており、若年層の自殺が深刻な状況となっています。

国においては、平成 18 年に自殺対策基本法を制定し、国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱が閣議決定されました。平成 24 年には大綱の全体的な見直しが行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことが明示されました。

また、施行から 10 年の節目にあたる平成 28 年に自殺対策基本法を改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、町が行う「いきる支援」に関連する事業を総動員して、全庁的な取組として自殺対策を推進するため、この度「いきるを支える愛別町いきいきプラン」を策定しました。

(2) 自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月閣議決定）では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。」という基本理念の下、次の 3 つの基本認識が示されています。

自殺総合対策における基本認識（自殺総合対策大綱より抜粋）

- ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ・地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する

また、北海道自殺対策行動計画では、次の3つの基本認識が示されています。

自殺対策の基本認識（北海道自殺対策行動計画より抜粋）

- ・自殺はその多くが追い込まれた末の死
- ・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態は続いている
- ・全国的なPDCAサイクルを通じた対策の推進

本町においては、「北海道自殺対策行動計画」の基本認識を踏まえて、連携を図りながら、次の基本認識により自殺対策を推進していきます。

① 自殺はその多くが追い込まれた末の死である

自殺は、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな要因が複雑に絡み合っただ心理的に追い詰められ、社会とのつながりが薄れ、生きていても役に立たないという役割喪失感や、与えられた役割への過剰な負担感などから、耐え難い状態にまで追い込まれた末の死であると考えられています。

自殺の直前には、心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態となったり、うつ病、アルコール・薬物依存症等の精神疾患を発症していることが多く、それらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかとなっています。

このように、個人の自由な意思や選択ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であるといえます。

② 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態は続いている

国の取組、地方公共団体、関係団体、民間団体等によるさまざまな取組の結果、平成10年に急増し、以後連続して年間3万人前後の状態が続いていた我が国の年間自殺者数は、平成22年以降減少を続けており、平成27年には平成10年の急増以前の水準にまで減少しました。

しかし、若年層をみると20歳未満の自殺死亡率は概ね横ばいであることに加え、20～30代では死因の第1位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べて減少率が低い状況です。さらに、全体で見ると、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国で最も高いなど、非常事態はいまだ続いています。

③ 地域レベルの実践的な取組を推進する

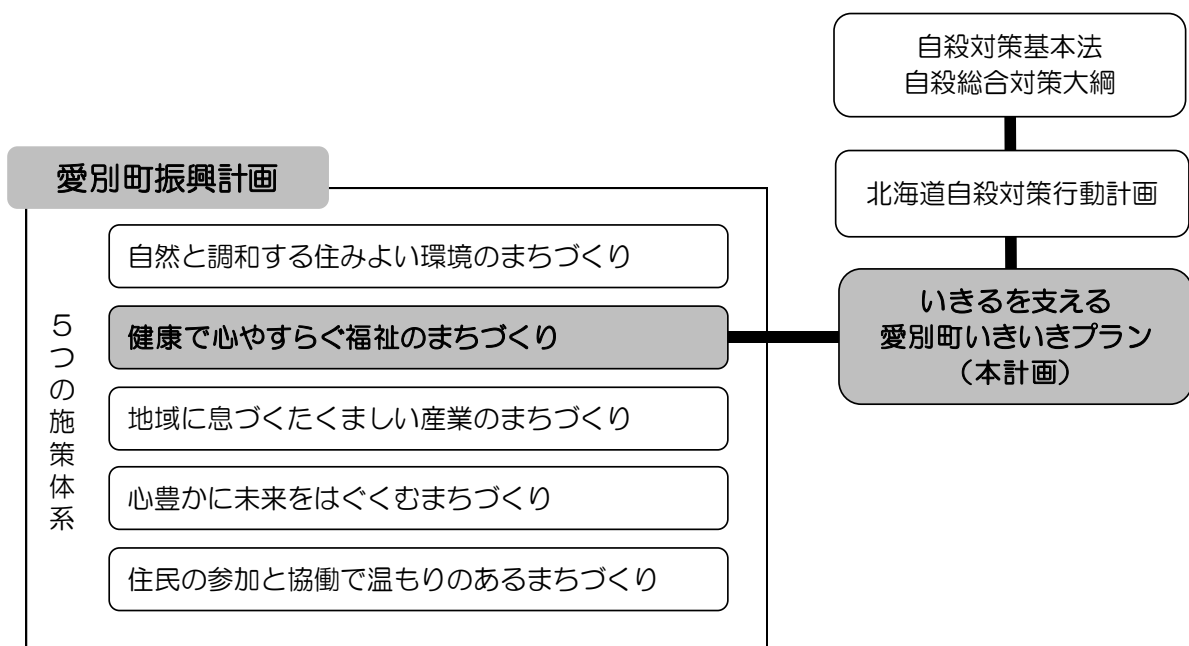
「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のためには、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することが必要です。地域の実情を把握し、地域の資源を活かしながら、実践的な取組を推進することが重要となります。

自殺を防ぐためには、地域の実情に合わせて、さまざまな分野の施策、人々や組織が連携して取り組む必要があります。また、連携の効果を高めるため、そうしたさまざまな分野の「いきる支援」にあたる人々が、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。さらに、全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインにいち早く気づくことができるよう、自殺に関する正しい知識の普及等に取り組んでいくことが必要です。

2 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を推進していくため、本計画を「第10次愛別町振興計画」における5つの方針のうち、「健康で心やすらぐ福祉のまちづくり」を目指す方針に位置付けます。



3 計画の推進期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、概ね5年に一度を目安に改定が行われています。

こうした国の動きや自殺の実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、本計画の推進期間を平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。